

## 審査基準及び審査要領

### I 採択案件の決定方法

提案された企画案について審査を行い、原則として各評価項目の得点合計の最も高い者を採択案件に決定する。ただし、個別審査項目における得点が著しく低い場合等、別途検討の必要があると判断した場合は、再度、必要な審査を行い決定する。

### II 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁が「CONNECT<sub>21</sub>」事業の企画・運營業務企画案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において書類選考を実施する。なお、必要に応じて、企画提案者に対する面接選考を実施するため審査委員会を開催することがある。また、必要に応じて、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

### III 評価方法

評価は、下記の評価項目毎に絶対評価基準による審査を行い、審査委員会の各委員が各々評価した採点結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とし、採択決定は評価点の一番高い者を採択する。

なお、採点結果の合計が20点以下となる場合は採択しないこととする。

#### [評価項目]

#### 1. 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ④ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ⑤ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

#### 2. 事業内容に関する評価

- ① 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ② 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③ 事業の内容から、高い成果を得られることが期待できること。
- ④ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること）。
- ⑤ 提案内容に対して、コスト削減の努力など、経費の妥当性が示されていること。

#### 3. その他加点に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の

認定等相当確認を有していること。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について

[http://www.gender.go.jp/policy/positive\\_act/wlb\\_torikumi.html](http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html)

② バリアフリー対応や多言語対応等、観客や参加者に配慮した取組に関する評価

[評価基準]

- 1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準  
以下の評価基準により5段階評価を行う。

[評価基準]

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点  
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

2 「3 その他加点に関する評価」に係る評価基準

① 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の就業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1. 2点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1. 7点
- ・認定段階3＝2. 3点
- ・プラチナえるぼし認定＝3. 0点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0. 6点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝1. 2点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝1. 4点
- ・プラチナくるみん認定＝1. 7点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝1. 7点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

②「バリアフリー対応や多言語対応等、観客や参加者に配慮した取組に関する評価」に係る  
評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

[評価基準]

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点

やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

IV 審査委員の利害関係者に対する審査基準

事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員によって決定するものとし、審査委員は以下について遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし公表されている内容はその限りではない。また、審査委員として取得した情報（企画提案書類等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければならない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、提案者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文化庁に申し出なければならない。

- ① 提案者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に提案者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に提案者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と提案者との間に、過去5年以内に取引があり且つ提案者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、提案者の発行した株式または新株予約券を保有している場合
- ⑦ その他、提案者（提案者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該提案者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する提案者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文化庁は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該提案者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する提案者の審査を行ってはならない。
- 5 審査委員が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない申請案件が一つでもある場合は、もはや審査の公正性を担保することができないことから、該当する審査委員を選定し直さなければならない。

(不正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文化庁に報告しなければならない。

2 文化庁は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。